

平成30年度同窓会懇親会の開催日程に合わせて開催される
交流事業に対する特別助成について

(説明)

広島市立大学同窓会クラブ・サークル等交流助成実施要領第4条の規定に基づき、平成30年度同窓会懇親会の開催日程に合わせて開催される交流事業に対して、特別助成を行おうとするものである。

(案)

1 特別助成の対象とする事業

- (1) 5名以上の広島市立大学同窓会正会員が参加する、広島市立大学のクラブ、サークル、ゼミ、研究室等における懇親会、親睦会、交流試合などの交流事業であって、平成30年8月10日から同12日までの間に開催される事業。
- (2) 特別助成であることから、広島市立大学同窓会クラブ・サークル等交流助成実施要領第3条に規定する助成とは別枠で申請・請求することができる。

2 特別助成の内容

- (1) 交流事業実施代表者からの申請及び請求に基づき、参加者1名につき1,000円の助成金を支給する。
- (2) 助成金は、平成30年度予算の範囲内で支給することとし、有効な請求手続が早く行われた交流事業から優先的に支給する。
- (3) 特別助成は、1交流事業について、前項で定めた期間中1回限りとする。事業名称等が異なっても、実質的に同一の交流事業とみなされる事業に対しては、複数回の特別助成は行わない。

3 手続等

助成金の支給手続等については、広島市立大学同窓会クラブ・サークル等交流助成実施要領の規定を準用する。